

新たなBIS国際与信統計の概要

より多角的なカントリーリスクの把握に向けた国際的な取り組み

平野聡久・早川裕子・齊藤徹・重見庸典^(注)

2003年8月

Market Review

BIS国際与信統計は、各国の銀行システムが抱えるカントリーリスクを包括的に把握するための基礎的な統計である。近年、国際金融環境が変化するなか、90年代後半の通貨危機などの経験を踏まえて、カントリーリスクについての考え方が変化してきている。これを受け、BIS国際与信統計の抜本的な見直しが進められており、日本銀行も邦銀における実務の調査も含め見直し作業に参画してきた。先般、2005年から実施される見直しについて国際的な最終合意が得られたが、そのポイントは、報告銀行の対外与信額をこれまでの所在地ベースに加えて最終リスクベースで把握すること、海外での現地通貨建て与信を詳細な項目毎に集計すること、デリバティブ与信などを新たに集計すること、などである。今回の見直しによって、カントリーリスクや各国の銀行の与信動向について、より包括的なモニタリングが可能となることが期待されている。

はじめに

カントリーリスクは、一般的に「ある国の政治・社会・経済環境の変化によって、海外投融資や貿易事業が変化を受ける危険性¹」と定義される。その内容について、従来は、例えばある国が外国への送金規制を導入したり、その国に所在する投資資産が接収を受けたときに、与信先の国から資金が回収できないリスク（トランスファーリスク）と同じ意味合いに捉えることが多かった。しかし、近年では、例えばある国の政治経済情勢の変化に伴い、当該国に本拠を置く企業の海外拠点が経営困難に直面するといったリスクも含め、違った角度からリスクを捉えるケースが多くなってきている。一国の金融市場や経済が極度の混乱に陥った際、通常、その国に本拠を置く全ての主体が大きな影響を受ける。したがって与信や投資の相手先の国籍は、その信用力を判断するうえで極めて重要な要素である²。

国際決済銀行（BIS）の国際与信統計は、各国の銀行が海外に対して行った与信（クロスボーダー与信）の残高をセクター（公的部門、銀行部門等）別に集計したもので、各国の銀行システムが抱えるカントリーリスクを把握するのに最も適した統計であると評価されている³。同統計は海外の支店・現地法人の活動も報告の対象となっており、例えば邦銀が直面するカントリーリスクについて、ニューヨーク支店やロンドン現地法人の活動も含めて把握しており、そのセクター別の内訳も明らかにすることができる。

近年のカントリーリスクの捉え方の変化や、信

用リスクを移転する取引の発達、金融業のM&Aによる国際間のリスク移転の活発化などを受けて、国際与信統計には2005年に大規模な見直しが予定されている。日本銀行では、昨年2月のマーケット・レビュー「BIS国際与信統計の特徴と見直しに向けた取り組み」でも、こうした統計見直しの動きについて紹介してきたが、その後も、各国の当局と具体的な報告内容に関して積極的に議論を行ってきた。また、報告のフィージビリティをチェックするため、アンケート調査⁴を実施するなど、本邦の報告銀行と協議・調整を行ってきた。

本稿では2005年に実施が予定されている見直しの概要および背景にある考え方について紹介する。また、アンケート調査から分かった邦銀のカントリーリスク管理の現況についても紹介する。

見直しのポイントおよび新統計の概要

3つの見直し リスクベース、地場与信、デリバティブ

新統計は、銀行の対外与信を扱う点で現行の統計と同じであるが、与信相手先の国籍の分類が、これまでの所在地ベースから最終リスクベースを軸とするよう変更されていること、海外店の現地での現地通貨建ての与信活動も計数に含まれること、デリバティブ取引による与信などの新たな項目について集計が開始されること、といった点でこれまでの統計と異なっている⁵。今回の見直しの結果、BOX1に示されるような統計が新たに各国毎に作成され、グローバルベースで合算、公表される予定である（日本分については現行統計と同様、邦銀の集計分を独自に公表の予定）。以

【BOX1】2005年以降公表が予定される新統計（日本集計分）

	クロスボーダー与信および現地向け与信残高				うち 現地向け	デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
	合計 (最終リスク ベース)	部門別						
		公的部門	民間銀行 部門	民間その他 部門				
相手先地域・国 合計 先進国向け 発展途上国向け								

報告対象 邦銀本支店および海外現地法人の対外与信活動

...クロスボーダー与信および海外拠点の現地向け与信の残高を最終リスクベースで分類。

...与信がどのセクター向けのものであるかを最終リスクベースで分類（ = ）。

...その国向けの与信（ ）のうち、海外拠点の現地での与信活動によるものの残高を計上。

統計では、与信元からみて、債務者が同じ国に所在している場合を「現地向け与信」、違う国に所在している場合を「クロスボーダー与信」とみなす。

...デリバティブ取引を時価評価した際に生じる勝ちポジションを相手方への与信とみなし、国籍別に残高を計上。

...債務保証やL/Cの発行などによる偶発的債務の残高を計上。

...コミットメントラインの契約額のうち、未実行の残高を計上。

下では見直しの基本的な考え方や見直しの主なポイントについて紹介する。

報告負担に配慮した統計精度の向上

統計の作成にあたっては、取引の実態をできる限り正確に反映させる必要（統計精度の向上）がある一方で、報告者に過度の報告負担が生じないよう考慮する必要（報告負担の軽減）もある。その意味で今回の見直しでは、実際に銀行が採用しているリスク管理手法を勘案し、各行がそれぞれの内部のリスク管理で作成している計数と整合的な形での統計構築に努めている。同時に、各銀行が今回の見直しに伴い与信データの集計について内部体制を強化することにより、リスク管理体制強化に向けたグローバルな流れとあいまって、各銀行内部のカントリーリスク管理の充実に役立つことが期待される。また、新統計の導入に伴う追加的な報告負担を最小限に抑えることを目指し、報告要件の定義等については、2006年末から導入が予定されている新BIS規制に伴う各銀行のリスク管理体制の整備と整合的になるように配慮されている。

所在地ベースから最終リスクベースへ

これまでの「所在地ベース」に加え、「最終リスクベース」を基本とした統計を作成することが、今回の見直しの大きな柱である。これまでの与信統計のベースとなっていた「所在地ベース」とは、対象の所在地により一律に国籍分類をするもので、例えば米国所在の日系企業に対する与信も、米国所在の米国企業に対する与信も全て「米国向

け」とみなす考え方である。「所在地ベース」は、ある国が突然資本取引規制を導入した場合に、与信先の国から資金が受取れないリスク、つまりトランスファーリスクに焦点をあてた考え方といえる。しかしながら、ある国が経済危機に陥った際には、同国外に所在する主体への与信でも支払能力が問題となることが指摘されている。事実、アジア通貨危機の際にもみられたように、本国経済の危機は、その国の企業の海外支店等にも波及する可能性が高いと考えられる。「最終リスクベース」は、こうした点に注目し、ある国が危機に陥った際に、影響を被る可能性のある与信額の全体像を把握しようとするものであり、最近のカントリーリスクの捉え方の変化により近いものであるといえる。最終リスクベースの与信額の把握においては、与信先の直接的な所在地に拘わらず、与信の最終的なリスクが所在する国を把握することを目指している。

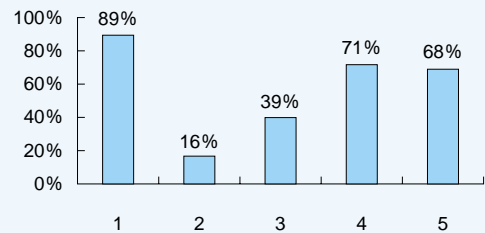
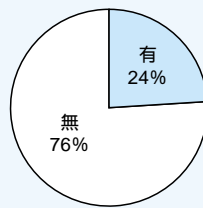
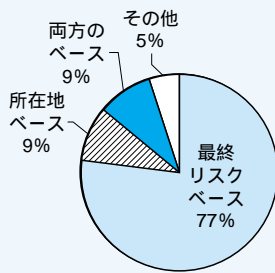
最終リスクベースでの与信額を正確に把握するためには、海外の支店に対する与信を本店が所在する国への与信とみなすことに加え、保証、クレジットデリバティブ⁶など、信用リスクを移転する取引の把握が必要となる（信用リスク移転取引の取扱いの詳細についてはBOX2参照）。今回の見直しでは、保証やクレジットデリバティブの効果も勘案したうえで、最終リスクベースの与信額をセクター別に集計することが予定されている。これにより、例えば邦銀が、米国の国内企業向けの与信について、英銀とクレジットデリバティブ取引を行うことで信用リスクを英銀に移転した場合、当該取引は、日本から米国民間部門向けの与信で

【図表1】カントリーリスクの管理に関するアンケート調査（調査時点 2002年末時点）

カントリーリスク計数のベース

セクター別計数作成の有無
（最終リスクベース）

「最終リスクベース」算出にあたって勘案事項
（複数回答可）



- 1 保証を勘案
- 2 クレジットデリバティブを勘案
- 3 担保を勘案
- 4 支店向け与信を本店向け与信とみなす
- 5 保証の無い子会社向け与信を親会社向け与信とみなさない

（出所）日本銀行

はなく、日本から英国金融機関向けの与信、および英国から米国向けの「保証」として報告されることになる。

なお、邦銀のアンケート調査から、カントリーリスクの計数が実際に報告銀行の間でどのベースで作られているかをみると、基本的には最終リスクベースで作成しているとする先が8割近くに上り、両方のベースで作っているとする先も1割程度あった。カントリーリスクの管理にあたっては、所在地ではなく最終リスクベースで与信額を把握することが近年一般的となってきたことが分かる。もっとも、セクター別の与信額についても作成しているとする先は少数であるほか、最終リスクベースでの計数作成の際に勘案する項目も各行により異なる傾向にある。図表1（右側の棒グラフ）で示した事項は、最終リスクベースの与信額算出における勘案事項であるが、全ての事項を勘案して最終リスクベースの計数を作成している銀行はごくわずかな数にとどまった。

海外銀行による現地通貨建て現地向け与信の増加

報告銀行の対外的な与信をより包括的に捉える観点から、今回の見直しでは海外拠点の現地にお

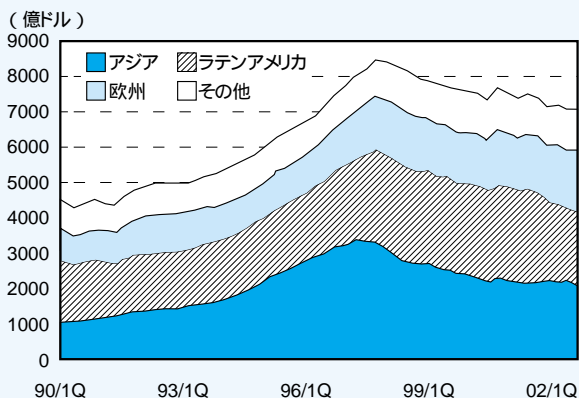
ける現地通貨建ての与信（以下「地場与信」）についても、正式な集計項目となった。地場与信に関しては、これまで参考計数として、与信の総額のみを集計してきたが、今回の見直しでは、地場与信についてもクロスボーダーの与信と連結のうえ、最終リスクベースでセクター別に与信額を集計する予定である⁷。

これまで地場与信が参考計数として扱われてきた背景の一つとして、各国銀行による途上国での地場与信が従来どちらかという例外的なものであり、本店からのクロスボーダーや外貨建てでの与信によるものが中心であったことが挙げられる。しかしながら、90年代後半以降には、途上国地場銀行の買収等により、先進国の銀行が途上国の市場に参入するようになった。

例えば、スペイン系の銀行等による買収が進んだラテンアメリカ地域、欧州系銀行による買収が進んだ東欧地域などでは、地場の大手銀行の買収が進んでいる。この結果、地場のリテール分野でも外資系銀行の進出が進んでおり、外資系銀行の銀行資産全体に占めるシェアが5割を超える国もみられる状況となっている⁸。

BIS国際与信統計における途上国へのクロス

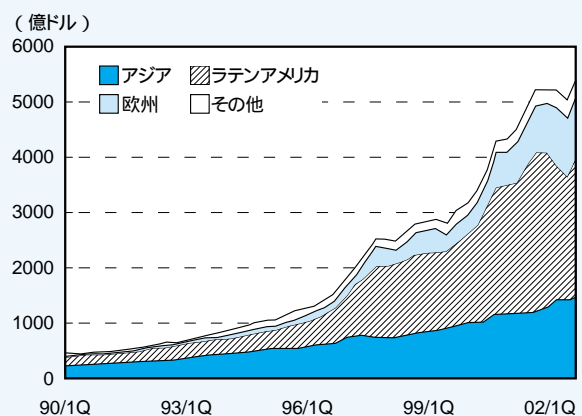
【図表2】BIS報告国の地域別
クロスボーダー与信



（注）外貨建て現地向け与信を含む。

（出所）BIS国際与信統計

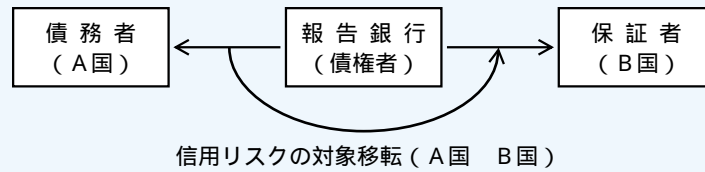
【図表3】BIS報告国の地域別
現地通貨建て現地向け与信



（出所）BIS国際与信統計

【BOX2】信用リスク移転取引と邦銀の取引の現状

保証や担保の差入れといった取引において、直接的な与信先の国籍（A国）と最終的な債務者（あるいは支払を担保する資産）の国籍（B国）が異なる場合、下図の様にA国からB国に債権者からみた信用リスクの対象が変化し、最終リスクベースで考えた国別の与信額も変化すると考えることができる。



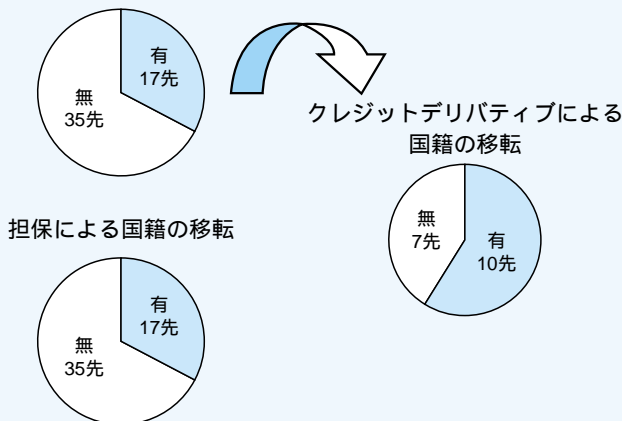
伝統的な担保や保証といった取引に加え、近年では、証券化商品やクレジットデリバティブといった多様な信用リスク移転商品が誕生しており、こうした取引の結果、直接的な債務者とリスクの移転先が異なるケースもより増加していくことが想定される。今回の見直しでは、最終リスクベースの算出にあたって、保証やクレジットデリバティブの効果を勘案することになっている。

邦銀についてクレジットデリバティブの利用状況を見ると、報告銀行52先のうちクレジットデリバティブの取引実績があるとする先は、17先。取引の形態も、バンキング勘定のヘッジだけに限らず、トレーディング業務を行っている先も見られる状況となっている。また、クレジットデリバティブのリスク移転を勘案した結果、与信のリスクの国籍が変化する場合があるかという設問に関しても、10先がそうした取引があると回答しており、クレジットデリバティブによる国境をまたいだリスクの移転が通常のものとなりつつある状況がうかがわれる。クレジットデリバティブに関しては、先進国だけでなく途上国のクレジットを参照資産とした取引についても、銀行、ヘッジファンドなどを中心に取引が活発化していることが指摘されており、今後カントリーリスクをコントロールしていく手段として市場が拡大すれば、与信統計に及ぼす影響もより大きなものとなることが予想される。

リスクが移転する取引は、無論クレジットデリバティブに限定されない。担保の受入もリスクの対象が変わる取引の一種であるが、アンケート調査によれば、担保による保全効果を考慮した結果、与信のリスクの国籍が変化する取引がある先は、17先となっている。

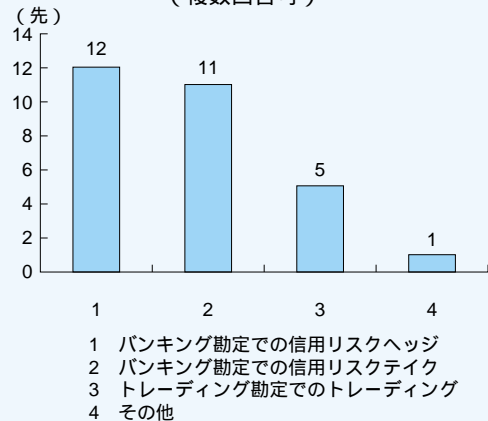
【図表】信用リスク移転取引の現況

クレジットデリバティブ取引の有無



（出所）日本銀行

クレジットデリバティブ取引の目的
（複数回答可）



ボーダー与信と地場与信の推移をみても、前者の残高は97年をピークに残高が減少している。これに対し、後者の残高は90年代後半以降急増しており、足許ではクロスボーダー与信に匹敵する規模に達している（図表2、3）。これは、報告銀行の連結対象に、途上国の地場銀行が含まれるようになった影響が大きいと考えられる。先進国銀行の国際金融業務において、地場与信によるエクスポージャーがもはや例外的なものではなくなっているといえよう。今回の見直しにより、こうした

地場与信によるエクスポージャーもセクター別に把握することが可能となる。

デリバティブ与信などの把握

金利スワップ取引などのように、信用リスク移転が本来の目的ではないデリバティブ取引であっても、原資産価格の変動によって含み益が生じた場合には、取引相手方への与信が生じることとなる⁹。こうした与信や保証等の偶発的な債務も、報告銀行の潜在的なエクスポージャーを把握するう

えでは重要である。今回の見直しでは、こうした与信についても残高を相手国別に集計・公表する予定である¹⁰。

デリバティブによる与信は、通常の与信と比べても無視できない規模に達してきており¹¹、報告銀行の抱えるカントリーリスクを把握するうえで、重要な要素となりつつある。また、銀行は通常、市場の値動きから生じる相手方へのデリバティブ与信について、相手方の信用リスクに関する判断に基づいて、貸出と比べてもより機動的な残高管理を行っている。このため、デリバティブ与信の残高の動向をモニタリングすることは、当該国のクレジットに対する報告銀行の見方をいち早く推測するうえでも有用であると考えられる¹²。

また、今回の見直しでは、保証契約などの第三者の債務不履行により履行を求められる可能性のある潜在的債務や、銀行が拒絶することのできないコミットメント契約の未実行残高といった取引についても、それぞれ報告を求めることとなっている。保証やコミットメントラインの残高は、これまでも合算値が参考計数として報告されてきたが、金融環境が大きなストレスを抱えたときには、こうした潜在的な与信が顕現化する可能性が高いと考えられることから、各国の定義を統一のうえ、それぞれ別個に集計することとなった。

統計の見直しで 与信行動をより多角的に把握可能に

2005年以降に公表される新統計により、分析上どのようなメリットが生まれるのであろうか。以下では、最終リスクベースを採用している米国の与信統計と、現行のBIS国際与信統計を比較しながら、報告銀行の日本に対する与信の動向の分析を例として示し、最終リスクベースでのモニタリングの有用性についてみていくことにする。

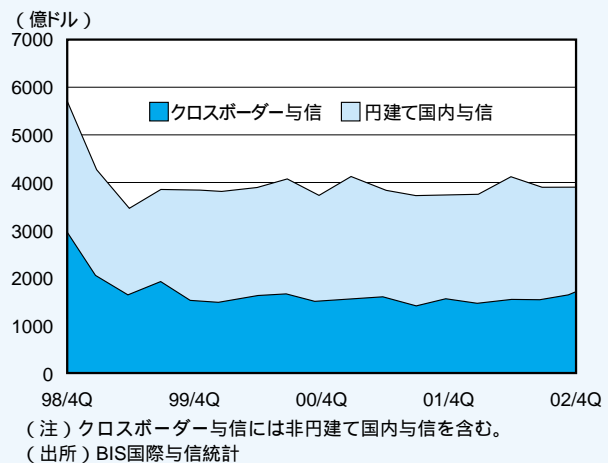
日本国債の格下げにより対日与信は変化したか

国際与信統計は、これまでどちらかというと途上国向けのエクスポージャーを把握するための統計というイメージが強かった。しかしながら、97年以降、先進国向け与信の残高も報告対象となっており、日本を初めとする先進国のクレジットに対する評価を、銀行与信の残高を通して観察することができる。

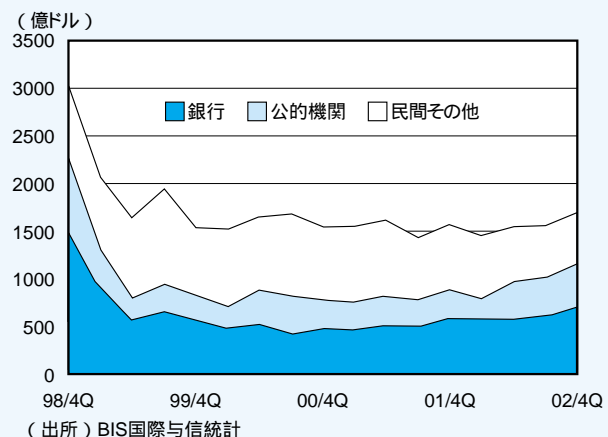
現行の国際与信統計を用いて、各国の日本に対する与信残高の推移をみると、邦銀への公的資金注入が議論された98年から99年にかけて与信額を大きく圧縮する動きがみられる一方、主要格付会社の日本国債の格下げが相次いだ01年～02年には特段大きな動きがみられない(図表4)。セクター別の与信動向をみても、98年から99年にかけて、銀行部門に向けた与信が大きく減少しているのに

対し、01年～02年にはそうした大きな動きはみられていないという結果になる(図表5)。

【図表4】対日与信の動向



【図表5】セクター別のクロスボーダー
対日与信の動向

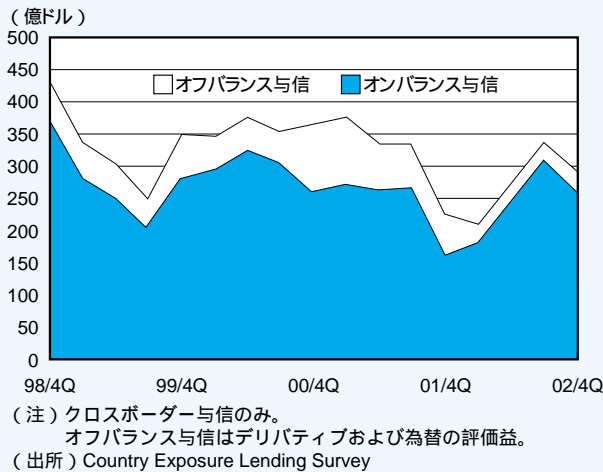


しかしながら、現行の統計によるモニタリングは、新統計によるものに比べて、本邦のクレジットに対する与信動向を分析するうえで、幾つかの限界を抱えている。第一に、統計が所在地ベースで作成されているため、外国銀行や外国企業の東京支店向け与信も日本向け与信として計上されてしまう一方、海外の邦銀や日本企業向けの与信は残高に含まれない。第二に、セクター別の与信額に関しては、日本国内の円建て与信が含まれていないため、東京市場でのインターバンク取引や国債取引が銀行向け与信や公的部門向け与信として計上されない。第三の点として、本邦のクレジットに対する評価が慎重化する際には、通常の与信だけでなく、デリバティブ取引等にも影響が現れると考えられるが、デリバティブ取引による与信は集計の対象となっていない。

一方、デリバティブ取引による与信も含め、最終リスクベースで集計を行っており、新統計の主な特徴を具備している米国の「Country Exposure Lending Survey¹³」により、同時期の米銀の対日

与信の動向をみると、最終リスクベースの与信額は、99年だけでなく、01年から02年にかけても一旦大きく減少している（図表6）。米国の統計で読み取れるこうした与信行動の木目細かい変化は、現行の与信統計では読み取ることができない。新統計に移行すれば、現行統計の限界を越え、より包括的なモニタリングが可能となると考えられる。

【図表6】米銀の対日与信動向
（最終リスクベース）



おわりに

今回のBIS国際与信統計の見直しは、90年代後半の通貨危機などの経験を踏まえ、各国の金融システムが抱えるカントリーリスクをより多角的に把握する必要があるという問題意識に基づき行われている。現行の与信統計においても最終リスクベースや地場与信の計数は、一部提供されてきたが、各国の定義や取扱いが必ずしも統一的でなかった。

今回の見直しで、各国が足並みをそろえて、より詳細な計数を提供することで、新与信統計が国際金融市場のモニタリングにおける基礎的なインフラの一つとして、ますます有効利用されることが望まれる。

また、今回の見直しでは、報告する計数を実際の業務やリスク管理における各行の内部管理計数と整合的なものにすることが意識されている。こうした工夫は統計の利便性をより高めつつ、金融機関の報告負担を極力抑制することを企図したものである。

先進各国の金融機関はクレジット市場での収益機会をグローバルに求めることをますます積極化させている。今回の見直しは、どのような切り口でカントリーリスクを把握するのが望ましいか、という問題意識にも裏打ちされており、これが契機となって、各国の金融機関のカントリーリスクに対する管理体制がより一層充実したものとなることが期待されている。

- 格付投資情報センター編『格付けQ & A』(2001年4月)より。
- 例えば、格付会社の信用格付においても、債券の発行者の国籍がどの国であるかは、格付判断の重要な要素となっている。
- 現行統計の概要については、金融市場局マーケット・レビュー(2002-J-2)「BIS国際与信統計の特徴と見直しに向けた取り組み」を参照のこと。
- アンケートは2002年末時点の全報告銀行(52先)を対象に行った。
- 最終リスクベースの与信額や、現地通貨建ての現地向け与信額に関しては、現行でも総額のみは公表されている。しかしながら、いずれもセクター別の与信額は把握できないほか、参考計数としての位置付けであって、各国によって定義もまちまちであるため、分析上の制約が大きい。
- クレジットデリバティブなどの信用リスクを移転する取引の現状や価格決定の特徴点等については、金融市場局マーケット・レビュー(2003-J-2)「信用リスク移転市場の新たな展開」を参照のこと。
- 全体の与信額のうち、どれだけが現地での与信にあたるのかを分かるようにするため、内訳の計数も作成する。
- ラテンアメリカや東欧に比べ、アジアへの欧米系銀行の参入は相対的に小さなものにとどまっている。背景には様々なことが考えられるが、アジア諸国の金融セクターへの参入に対する規制が依然厳しいこと、米国や欧州系の銀行にとってラテンアメリカや東欧に比べ文化的なつながりに乏しいこと、などが指摘されている。なお、邦銀の途上国での地場与信の規模は小さなものに止まっており、他の先進国でみられたような地場銀行の大規模な買収はみられていない。
- デリバティブ取引のポジションは一般的に、契約締結時において市場価値ゼロである。しかし、その後の原資産価格の変動により含み益が生じた場合、それを相手方への与信とみなすことができる。
- デリバティブ取引においては、相手方へのエクスポージャーを担保の差入れや、ネットティング契約の締結によりコントロールしている。ネットティング契約は、相手方が万一デフォルトした際に、あらかじめ定められた範囲の取引について勝ちポジションと負けポジションを相殺し、最終的な債権額を算出する契約である。今回の報告ではこうしたネットティング契約についてはその効果を勘案のうえ集計することが予定されている。
- 例えば、米国のCountry Exposure Lending Surveyによれば、オフバランスでの対外与信(デリバティブ与信と為替評価益の合計)の規模は、オンバランスでの対外与信の2割以上に達している(2003年3月末時点)。
- デリバティブ与信に関しては、金融危機時において原資産価格が急激に変動するような場合、与信額を増やす意図が無くても、相手方へのエクスポージャーが結果的に膨らむことがあり、こうした場合は報告銀行のクレジットに対する見方を反映した動きとはいえないことに注意が必要。
- 連邦金融機関検査評議会(FFIEC)が米国で公表している四半期統計。

マーケット・レビューは、金融市場に関する理解を深めるための材料提供を目的として、日本銀行金融市場局が編集・発行しているものです。ただし、レポートで示された意見は執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではありません。
内容に関するご質問および送付先の変更等に関しましては、日本銀行金融市場局清水(Email: tokiko.shimizu@boj.or.jp)までお知らせ下さい。なお、マーケット・レビューおよび金融市場局ワーキングペーパーシリーズは、<http://www.boj.or.jp>で入手できます。